

令和6年8月

保 護 者 様

倉敷市教育委員会

## 就 学 時 の 健 康 診 断 に つ い て (お知らせ)

倉敷市教育委員会におきましては、令和7年4月に小学校へ入学を予定している児童（以下「対象児童」という。）を対象に、学校保健安全法の規定による健康診断を行います。

具体的な健康診断の日時・場所等につきましては、9月上旬に世帯主宛へ郵送する「就学時の健康診断実施通知書（はがき）」でお知らせします。

記

### 1 受検時の留意事項

- (1) 受検日当日は、保護者又はそれに代わる方が必ず付き添ってください。
- (2) あらかじめ次の書類に必要事項を記入し、受付で提出してください。

「①就学時の健康診断実施通知書（はがき）」

「②就学時の健康診断予備調査票」

「③食物アレルギーに関する調査票」

- (3) 対象児童の服装は、**体操服等着脱しやすい服装**でお越しください。（内科検診あり）
- (4) 上履きをご持参ください。（保護者はスリッパ、対象児童は園で使用の上靴等）
- (5) 発熱や咳等の普段と異なる症状がある場合には受検を控え、指定の小学校へ連絡の上、後日、指定の小学校で受検してください。
- (6) 受検時に配慮を希望される場合は、事前に受検場所の小学校にご連絡ください。

受検する小学校への**自家用車利用は原則認められません**。距離や心身等のやむを得ない理由の場合は事前に小学校の許可を得てください。

※ 検診に対する不安等から、当日、対象児童の受検が困難となった場合、本人の気持ちを尊重し、検診を行うことを控え、「未判定」となる場合があります。ご了承ください。

裏面あり

## 2 受検場所の変更

「①就学時の健康診断実施通知書（はがき）」に記載の受検場所が入学予定の小学校（指定の小学校）となります。受検場所の変更を希望される場合は、次の連絡先を確認の上、速やかにご連絡ください。

### （1）現住所のまま指定の小学校以外の学校に入学を希望する場合

指定学校変更の許可を得ることが必要です。（第2子以降の場合も同様）。事前に教育委員会学事課に連絡の上、学事課の窓口（本庁舎9階）で手続きが必要です。

- ・指定の小学校で健康診断を受検する場合は、入学までに指定学校変更の手続きを学事課で行ってください。
- ・私立小学校に入学予定の場合も指定の小学校で健康診断を受検してください。

### （2）入学までに転居を予定しており、転居先の小学校での受検を希望する場合

手元に「就学時の健康診断実施通知書（はがき）」をご準備の上、教育委員会保健体育課にご連絡ください。市外・県外に転居予定の場合も保健体育課にご連絡ください。

- ・指定の小学校で健康診断を受検する場合は連絡の必要はありません。

### （3）保護者の都合により、急きょ、指定の小学校で受検できなくなった場合

速やかに指定の小学校へご連絡ください。

## 3 その他の

- （1）「①就学時の健康診断実施通知書（はがき）」「②就学時の健康診断予備調査票」「③食物アレルギーに関する調査票」は、厳重に保管してください。保護者と世帯主が異なる場合は、教育委員会保健体育課から重要な郵便物が届くことを世帯主の方へお伝えください。
- （2）受検日当日、午前6時00分の時点で、岡山地方気象台が特別警報や警報を発表、倉敷市が避難情報を発令又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されている場合には、健康診断を延期することがあります。気象情報等にご注意ください。
- （3）その他不明のことがありましたら、保健体育課にご相談ください。

連絡先 倉敷市西中新田640番地  
倉敷市教育委員会保健体育課  
086-426-3835  
倉敷市教育委員会学事課  
086-426-3825